平成２２年（フ）第１８８号
沖縄県沖縄市字古謝312番地１　プラージュ銀河103号
債務者　和田美知子（旧姓勝木）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１１９３号
東京都八王子市松が谷59番地３―303
債務者　村山久美子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２０３号
東京都調布市染地２丁目29番地８ライオンズマンション調布多摩川501
債務者　日高美代子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２１１号
東京都国立市谷保5932番地の３イトウマンション302
債務者　菅野　靖志
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２１２号
東京都国立市谷保5932番地の３イトウマンション302
債務者　遠藤　静香
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４０８号
相模原市南区相模台３丁目10番11号
債務者　西尾　順司
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３８号
長崎県松浦市御厨町里免965番地
債務者　小田　　勲
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
長崎県平戸市田平町里免1343番地６、旧住所神奈川県川崎市高津区新作６丁目15番１号ハイツ太田Ⅱ201
債務者　尼崎　弘子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第６２３号
川崎市川崎区小田５丁目10番７号　治美ビル105、前住所川崎市川崎区渡田３丁目９番６号　内田マンション401
債務者　吉田　道子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５５７３号
東京都大田区萩中２丁目15―16―202
債務者　趙　　鍾丸
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５９６号
東京都中野区鷺宮３丁目９―28―301
債務者　山本　一泰
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６０２号
神奈川県川崎市高津区千年685―１―305
債務者　津花　彩子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６１５号
東京都北区田端新町１丁目５―９―203
債務者　成田鐘太郎
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６７９号
東京都江戸川区鹿骨３丁目５―18―206
債務者　江利川純子こと　白　　福順
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６８０号
東京都墨田区緑４丁目16―８―302、住民票上の住所東京都墨田区京島２丁目23―11―205
債務者　矢口　幸雄
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部